令和５年１２月２１日改正

# 宮城県肢体不自由児者父母の会連合会確認事項

１　会費

会費の納入は、従来とおりとし、会員１人、年会費３，６００円とする。
ただし、障害者会員は、年会費１，８００円とする。

２　単位会地域

単位会地域は、当分の問、下記のとおりとする。
　　仙台・東部・仙南・仙北・石巻
なお、入会地域は、本人の希望を考慮する。

３　会員の旅費

（１）会議への出席など、県外で県肢連活動に従事する場合は、実費（交通費・宿泊費・懇親会費）を支給する。
ただし、全国大会に出席する場合の旅費は次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| ①関東地区（主として東京地区） | ２０，０００円 |
| ②関西・甲信越・北海道地区 | ３０，０００円 |
| ③九州・四国・沖縄地区 | ４０，０００円 |

（２）役員会、三役会への出席など、県内で県肢連活動に従事する場合は、一日につき８００円の日当を支給する。自家用車や公共交通機関を使用した場合は、移動距離に応じて、５０～１００ｋｍ：１，５００円、１００ｋｍ以上：３，０００円の交通費を支給する。宿泊が必要な場合は交通費に加えて宿泊費・懇親会費の実費を支給する。ただし、県肢連総会出席については費用を弁償しない。

４　慶弔費

（１）会員（配偶者を含む）並びにその子ども（障害者）が死亡した場合は、香典料として、５，０００円を贈呈する。

（２）県肢連及び各単位会以外の団体から招待されて総会等に出席する場合は、祝儀料として、５，０００円を贈呈する。

５　単位会活動報告

（１）単位会支援金を希望する単位会は単位会総会資料と議事録を提出する。

上記以外の事項については、役員会で協議のうえ定める。